

大切なお知らせ



ひとり親世帯（今回の給付金を受取済み）でない方へ 子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します！
支給にあたっては申請が不要な場合と必要な場合があります。

1. 支給対象者（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

申請不要

①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度住民税（均等割）が非課税の方（※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

申請必要

②高校生のみ養育している方で、令和3年度住民税（均等割）が非課税の方
③令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

【注意1】令和3年度町民税未申告の方は申告が必要です。該当すると思われる方は税務課にて申告を行ってください。

【注意2】令和3年4月1日以降に朝日町に転入された方は、朝日町では支給対象となりません。転入前の市町にお問い合わせください。

2. 支給額 児童1人当たり一律5万円

3. 給付金の支給手続き

【申請不要の方】

①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、住民税非課税の方

▶交付決定：

7～8月頃（予定）

対象の方にはご案内いたします。

給付金支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。

▶支給時期：

8月以降（予定）

令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

（口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座変更の手続きをしてください。）

【申請必要の方】

▶申請期間：7月1日～令和4年2月28日

▶交付決定：申請の結果は郵送でお知らせします。

▶申請場所：子育て健康課

▶支給時期：交付決定後1カ月後程度

②高校生のみ養育している方で住民税非課税の方

▶申請に必要な物

①申請書（窓口でご記入いただけます）

②申請者本人確認書類の写し

（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）

③振り込み先として希望する金融機関の通帳やキャッシュカードの写し

※申請にあたり世帯の課税状況を確認させていただきます。

③令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

*家計急変の目安

世帯の人数	非課税所得限度額
2人（例）夫婦子1人	82.8万円
3人（例）夫婦子1人	110.8万円
4人（例）夫婦子2人	138.8万円
5人（例）夫婦子3人	166.8万円
6人（例）夫婦子4人	194.8万円

令和3年1月1日以降の世帯所得のうち任意の1か月×12の額が上表程度である場合、対象となる可能性があります。

▶申請に必要な物

①申請書（窓口でご記入いただけます）

②申請者本人確認書類の写し

（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）

③振込先として希望する金融機関の通帳やキャッシュカードの写し

④簡易な収入（所得）見込額の中立書（窓口でご記入いただけます）

⑤申請者及び配偶者の下記の書類（1か月分）

・（給与収入がある場合）給与明細書等の収入額が分かる書類

・（事業収入又は不動産収入がある場合）帳簿等の収入額が分かる書類

・（公的年金収入（非課税除く）がある場合）年金決定通知書等の支給額がわかる書類

詳しい申請方法は、子育て健康課（TEL：377-5652受付時間：平日8時30分～17時15分）までお問い合わせください。

子育て世帯生活支援特別給付金



で検索